

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金ことができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■ **申請期限：令和4年7月29日まで（書類必着）**

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

アルバイトやパート等の雇用保険に加入していない方も含みます

第1欄	第2欄	第3欄			
引上げ額	助成率	上限額			
		引上げ労働者数			
		1人	2～3人	4～6人	7人以上
30円以上	3／4	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

point

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「B 関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を
千葉労働局 雇用環境・均等室に提出
(締切は令和4年7月29日(金)) ※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み
を実施 ※2

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に
募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

ご申請される前に

■生産性や労働能率の向上を図る
ための特例コース活用例はこちら
からご確認ください。



■助成金の要綱・要領や、申請書の
記載例を掲載している「申請様式」
等は、こちらからダウンロードでき
ます。【厚生労働省HP】



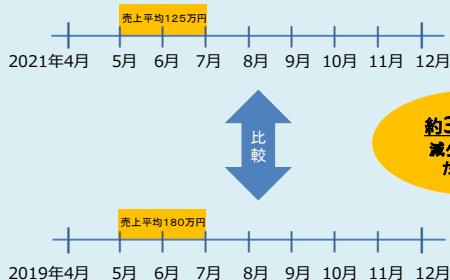
[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き
上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金
の融資を行っています。詳しくは、事業場がある
都道府県の日本政策金融公庫の窓口にご
お問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

対象となる事業場の参考図



要件：7月16日～12月31日までの間で30円以上引上げ



※10月1日に28円しか引き上げていなくても、申請時
まで遡って「2円」支給すれば対象となります。

留意していただきたい事項

- 申請は企業単位ではなく、事業場（店舗・営業所）単位です。
- 事前に交付要綱・交付要領をご確認ください。
- 通常コースとは様式が違ってまいりますので、厚生労働省HPまたは千葉労働局HPをご覧ください。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120(366)440 (受付時間 平日8:30～17:15)

申請先

千葉労働局 雇用環境・均等室 企画部門（業務改善助成金担当）

〒261-8612 千葉県千葉市中央区4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2階



ひと・くらし・みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 千葉労働局